

第1章 いじめ防止への取組の背景

- 1 いじめに関する状況と千葉県の取組
- 2 いじめ防止対策推進法・
いじめ防止基本方針について
- 3 千葉県いじめ防止対策推進条例について
- 4 千葉県いじめ防止基本方針について
- 5 学校いじめ防止基本方針について

第1章 いじめ防止への取組の背景

1 いじめに関する状況と千葉県の取組

(1) いじめに関する状況

いじめの問題はこれまでも度々社会問題化してきました。平成8年7月の中央教育審議会答申においても、最も取組が求められている教育上の課題としていじめの問題が取り上げられており、子供たちに「生きる力」を育成し、家庭・学校・地域社会における教育をバランスよく行っていくことが解決に繋がると述べられています。

平成18年には、いじめ自殺の事案が連日報道され、伊吹文部科学大臣（当時）が「未来のある君たちへ」と題した緊急のメッセージを発しています。また、いじめの定義も改められ、より被害者の視点が強調されました。

平成24年7月、大津市のいじめ事案の報道後は、いじめが大きな社会問題として再認識され、平成25年2月の教育再生実行会議における「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」との第1次提言を受けて、同年6月「いじめ防止対策推進法」が成立、同年9月28日に施行されました。さらに「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学大臣決定として同年10月11日付けで策定されました。

平成25年度の千葉県のいじめの認知件数は、20,446件、児童生徒1,000人あたりの発生件数は31.2件となっており全国で5番目に多いものです。しかし、いじめ問題への対応は未然防止とともに早期発見、早期の適切な対応が重要であることから、認知件数が多いことを過大に問題視することなく、むしろ積極的にいじめを認知し解消することが求められています。

千葉県では、このような現状を受け、「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、いじめの早期発見及びいじめへの対処の施策を整理し、積極的かつ効果的ないじめの防止等の対策を実施することを定め、県の責務や市町村、学校、保護者、県民等の役割を明らかにし、児童等が健やかに成長することができる環境を作ることを目的として、平成26年2月定例県議会において「千葉県いじめ防止対策推進条例」が制定され、同年4月1日に施行されました。さらに「千葉県いじめ防止基本方針」を千葉県・千葉県教育委員会として、同年8月20日付けで策定しました。

参考

○いじめの認知件数の推移

(単位：件)

年度	公立小学校	公立中学校	公立高等学校	公立特別支援	公立合計	国公立合計
H21	3,570	2,997	93	14	6,674	6,757
H22	4,239	3,931	158	7	8,335	8,412
H23	3,672	3,556	138	12	7,378	7,452
H24	14,175	5,916	565	31	20,687	21,028
H25	13,884	6,162	132	9	20,187	20,446

○1,000人あたり認知件数（平成25年度 国公立立）
千葉県31.2件 全国13.4件

○いじめ発見のきっかけ（平成25年度分）

学校の職員等が発見 68.0%

（内訳上位：アンケート調査等47.5%，教諭，養護教諭等20.2%）

学校の職員以外からの情報により発見 32.0%

（内訳上位：本人からの訴え21.9%，保護者からの訴え5.9%）

(2) いじめに関する千葉県の取組

平成26年度現在、いじめに関する千葉県の主な取組は以下のとおりです。

ア 悪質ないじめへの対応

- ・ 犯罪行為を含む場合→警察と連携
- ・ いじめを繰り返す場合→出席停止等の検討

イ いのちを大切にするキャンペーン(小・中・高等学校・特別支援学校)

「いじめ」や「人権」等をテーマに、各学校の実態に合わせて、体験を重視した活動や地域の人材を活用した活動が行われている。

平成19年1月に開催された「千葉県いじめゼロ子どもサミット」で採択された「いじめゼロ宣言」の4つの勇気について、児童生徒に考えさせたり、教員の経験に基づき具体的な講話を行ったりするなど、再度確認を実施している。

→平成26年度からいじめ防止啓発強化月間の取組に整理している。

ウ 豊かな人間関係づくりプログラム(小・中学校)

児童生徒の「豊かな人間関係を築く力」の育成を目的に各学年、年4時間実施している。

エ 教育相談体制の充実等

- ・ 「24時間いじめ電話相談」の設置
- ・ スクールカウンセラーの配置

全公立中学校及び県立高等学校70校に加え、平成26年度より新たに公立小学校35校に配置し、公立中学校5校を重点校として、スクールカウンセラーを週2日配置している。

- ・ スクールソーシャルワーカーの配置

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持った福祉や教育の専門家を、新たに雇用し、地区不登校等対策拠点校5校に配置している。

- ・ 教育相談強化期間の設定
- ・ 教員の研修の充実(事例研修、役割演技研修等)

オ 道徳教育の推進

いじめを題材とした映像教材(DVD)の作成、配付(児童生徒、保護者・地域向け内容)

カ 教育委員会の体制強化

平成26年度より指導課の生徒指導室を生徒指導・いじめ対策室に改組し、職員を2名増員し体制を強化している。

キ 警察との連携

- ・ 県警察本部と教育庁との連絡会議(平成25年1月～)
犯罪行為を含む重篤ないじめ事案に対して、相互に連携している。
- ・ 学校警察連絡制度(平成16年10月～)
児童生徒の健全育成のために、学校と警察署が児童生徒の問題行動等に関し、密接に連携している(警察と県立学校、千葉県内全市町村立学校、私立学校、国立学校で締結)。
- ・ スクール・サポーター派遣事業(県警少年課 平成16年11月～)
非行や問題行動が深刻化するなど、生徒指導上の問題を有している学校の要請に対し、元警察官等を派遣し、児童生徒の非行や問題行動等の防止や立ち直りの支援を行っている。
平成25年度は県警少年センターに28人が配置され、要請のあった延べ20校の中学校に派遣された。25年度は週3日間の派遣であったが、26年度より週4日間となった。

ク 平成26年度からの県の対応

- ・ 千葉県いじめ対策調査会を活用した県いじめ防止基本方針の策定
- ・ 千葉県いじめ問題対策連絡協議会を活用した関係機関、団体との連携の強化
- ・ 教育相談体制の充実(スクールカウンセラーを新たに小学校に配置する等)
- ・ いじめ防止啓発強化月間(条例で毎年4月を強化月間としている。)の取組
- ・ 体系的な教員向け指導資料、児童生徒・保護者向け啓発資料の作成
- ・ いじめ問題に特化した教員研修の実施

2 いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針について

(1) いじめ防止対策推進法とは

いじめ防止対策推進法は、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという認識の下、社会総がかりで、いじめの問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。

国の基本方針は、いじめ防止対策推進法（第11条）によって、文部科学大臣に策定が義務付けられたもので、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するためのものです。

(2) 法律及び基本方針で、学校が求められていること

学校は法律によって「学校いじめ防止基本方針」を策定されており、基本方針によって、これをHPなどで公開するよう求められています。また、学校いじめ防止基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの防止（未然防止）・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えることが必要であるとされています。

いじめの問題への対策のための組織を各学校に設置することが義務付けられています。校長のリーダーシップの下、この組織が司令塔となって、学校基本方針で定められたことを実行に移すこととなります。

また、いじめの疑いに関する情報があればこの組織に集約し、集まった情報を基にいじめの問題に組織的に対応することが求められています。

(3) 法律及び基本方針で、教職員一人一人に求められること

学校が組織的に、学校基本方針で定められた取組を実行するために、一人一人の先生方それぞれの役割に応じた対応が求められています。

例えば、いじめを未然に防止するには、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子供に対して継続的な働きかけが必要であるし、いじめの早期発見には定期的な調査や、ささいな兆候（ふざけのようにも見えるような“気になる行為”等）にもアンテナを高く保つことが必要であるとされています。いじめかな？と疑われる情報があれば、一人の先生が抱え込まずに、学校に置かれた組織へ伝えて、組織的に対応していくことが求められているのです。

(4) 重大事態について

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、学校はこれを「重大事態」として設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要があるとされています。

重大事態の発生時には、まだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれないが、重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったら、すぐに学校の設置者に報告・相談するよう求められています。

※ 年間30日を目安（又は一定の期間連続して欠席している場合）

○法律及び基本方針には、この他に「基本理念」「国が実施する施策」「地方公共団体（県や市町村等）が実施すべき施策」、等が記載されています。

詳しくは巻末に全文を掲載していますので、是非一度、目を通してください。

3 千葉県いじめ防止対策推進条例について

(1) 条例の目的

この条例は、国の「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、県が積極的かつ効果的ないじめ防止等のための対策を実施することにより、子供たちが健やかに成長することができる環境を作ることがを目的としています。

(2) 条例の施行による取組

ア 県がすべきこと

「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ対策調査会」を組織して、相談及び情報の収集、予防及び早期発見のための取組、人材の確保及び資質の向上、啓発及び調査研究など、様々な対策を実施していきます。

イ 学校がすべきこと

法にも定められていますが、各学校は、いじめ防止の「学校基本方針」を策定し、「いじめの問題への対策のための組織」を設置するよう規定されています。その他、条例によって学校に求められている取組の例は、具体的には以下のようなものです。

○いじめの防止

- ・教職員自らも言動に細心の注意を払いながら、様々な教育活動を通し、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・子供たち自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・いじめに向かわない態度・能力を育成し、自己有用感や自己肯定感を育む。

○いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、日頃から子供たちとの信頼関係の構築に努め、いじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・家庭と連携して子供たちを見守り、あらゆる場面を通していじめを積極的に認知する。

○いじめへの対処

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、どんな場合も軽視せず、速やかに事実の確認を行い、情報を共有して、組織的に対応する。
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

ウ 児童生徒に対して

条例では、児童生徒に対し、「いじめを行ってはならない」とすることはもちろん、「いじめを認識しながらこれを放置することがないよう努める」としています。

このことを求めるに当たっては、大人の役割として、勇気を持って声を上げる周囲の子供たちへのサポートが、非常に大切になってきます。

エ 保護者に対して

条例では、保護者の役割として、「子供がいじめを受けた場合は、その心身を保護する」ことその他、「子供がいじめを行うことのないよう必要な指導を行うよう努める」ことや、「学校等が講じるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める」ことを挙げています。

オ 県民に対して

条例では、県民に期待される役割として、児童生徒に対する見守りや、ふれあいの機会を大切にするに加え、いじめを発見した場合などには、県、市町村、学校等に情報提供するよう、努力規定がなされています。

4 千葉県いじめ防止基本方針について

この基本方針は、「千葉県いじめ防止対策推進条例」（第11条）の規定により、国の基本方針を参酌し、本県の実情に応じた、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。主な内容は、以下のとおりです。

(1) 基本理念

県基本方針の基本理念は以下のようなものです。

- ・すべての児童生徒が、「いじめが絶対に許されない」と正しく認識し、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、いじめのない環境を整えるための中核になる。
- ・いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために関係者が連携し、県民一丸となって取り組む必要がある。
- ・いじめの防止等のための対策には学校が中心になり、教育委員会や保護者、関係機関や団体等が協力してそれぞれの責務・役割を果たさなければならない。
- ・児童生徒には「いじめを放置しない」よう努力することを求めているが、このことを可能にする環境づくりが大切である。

(2) 県が実施すべき施策

基本方針によって、「県が実施すべき施策」とされている事項は主に以下のとおりです。

ア 基本的な事項

- ・本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、実施する。
- ・県外の学校に通う児童生徒についても、他の地方公共団体と連携して支援する。

イ 相談及び情報収集体制の充実

- ・相談窓口を充実させ、保護者や児童生徒に周知する。教職員の相談にも応じる。
- ・調査や報告、ネットパトロール等によっていじめに関する情報を収集する。

ウ いじめの予防や早期発見のための取組の推進

- ・児童生徒がいじめ問題を主体的に考える取組や、良好な関係を築くための取組等を推進し、いじめの未然防止に努める。
- ・各学校での、定期的なアンケート調査、個人面談等を推進し、いじめの早期発見に努める。

エ 教職員の資質の向上やスクールカウンセラー等を含めた人材の確保

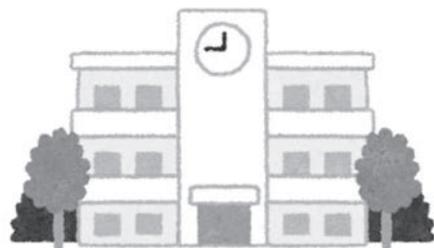
- ・研修の充実を通じて、教職員の資質の向上を図る。
- ・教職員やスクールカウンセラー等の配置の充実による体制の整備に努める。

オ いじめの防止等のための啓発活動

- ・広報紙や啓発資料、HPなどによる啓発活動を行う他、関係機関等の相談窓口の周知に努める。
- ・いじめ防止啓発強化月間（毎年4月）での啓発活動を推進する。

カ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・適切な利用方法に関する教育を充実させ、保護者にもその対応を周知する。
- ・ネットいじめに関する見守りや対処のための体制の整備を進め、関係機関・団体との連携を強化する。



(3) 学校及び学校の教職員の役割

基本方針によって、「学校及び教職員の役割」とされている事項は主に以下のとおりです。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定して、未然防止や早期発見、発見時の対応などを示し、HP等で公開する。

イ いじめの防止等のための組織の設置

- ・いじめ防止の取組、相談・通報窓口、いじめ事案への対応等、学校のいじめの防止等の対策のための中心となる組織を設置する。

ウ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

「学校におけるいじめ防止等に関する措置」として挙げられている事項は主に以下のとおり。

未然防止

- ・いじめ問題を考える取組等を推進する他、授業や行事を通して児童生徒が自分を認め、互いに認め合える学校風土づくりに努める。
- ・教職員は自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識する。

早期発見

- ・アンケートや校内相談体制を充実させ、相談・通報する勇気を理解させる。相談窓口の周知を徹底する。
- ・いじめを受けている児童生徒の心情を十分に認識し、ささいな兆候を見逃さないよう、日常的に早期発見に努める。

いじめに対する措置

- ・被害児童生徒の安全確保を最優先しながら、事実関係を細心の注意を払って調査するなど組織的に対応する。
- ・加害児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。
- ・被害児童生徒・保護者には、適宜状況を説明し、心のケアや安心して通学するための措置を確実に行う。
- ・傍観者も含め、いじめが再発しないよう、長期的な視点で集団を指導する。

(4) 保護者の役割

基本方針によって、「保護者の役割」とされている事項は主に以下のとおりです。

- ・児童生徒がいじめを受けた場合に適切に保護する。
- ・いじめが絶対に許されない行為であることを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことがないように、必要な指導に努める。
- ・学校その他が講じるいじめ防止等の措置に協力するよう努める。

(5) 県民の役割

基本方針によって、「県民の役割」とされている事項は主に以下のとおりです。

- ・児童生徒を見守り、安心して過ごすことができる環境作りに努める。
- ・いじめを発見した場合、県や市町村、学校などへの情報提供に努める。

(6) 重大事態への対処

「重大事案への対処」は主に以下のとおりです。

- ・重大事態（いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、長期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき）を認知した場合は、条例等に従って迅速かつ適切な組織的対応を行い、必要な報告・調査を行う。

5 学校いじめ防止基本方針について

法及び条例の規定により、各学校には学校いじめ防止基本方針の策定が義務付けられました。学校いじめ防止基本方針は、学校が、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を示すものです。

国基本方針、県基本方針、市町村の基本方針を参酌して策定しますが、市町村立学校については（市町村が基本方針を策定している場合）、一義的には市町村の基本方針を参酌することになります。

以下に、学校いじめ防止基本方針を策定する際の参考となる主な項目を挙げます。学校いじめ防止基本方針は、各学校がそれぞれの実情に応じて策定するものですから、あくまで参考資料として使ってください。

- ① 教職員、児童生徒等から幅広く意見を聴取して方針を策定している。
- ② いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全職員の共通理解のもとに示している。
- ③ いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことを示している。
- ④ いじめの定義を示している。（法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない。）
- ⑤ 組織の構成や役割について示している。
- ⑥ 協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に定めている。
- ⑦ 児童生徒、保護者への啓発活動を具体的に示している。
- ⑧ 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを示している。
- ⑨ 学校全体で暴力や暴言を排除することを確認している。
- ⑩ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（児童生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止に繋がることを示している。
- ⑪ 道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム（中学校）等の計画的、組織的な指導計画を示している。
 - ・いつ、どのような場面で、どのような指導を行うか。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導。
- ⑫ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する問題について指摘している。
- ⑬ 児童生徒の自発的な活動を支援することが示されている。
 - ・いのちを大切にするキャンペーン、いじめゼロ宣言、児童会・生徒会の活動、児童生徒からの提案を加えることもよい。
- ⑭ いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査の実施を示している。
 - ・実施時期を明示している。
 - ・いじめに特化した内容でなくてもよい。進路希望や悩みなどと併せていじめについて質問項目を設けることも可。
 - ・インターネットを通じたいじめについて質問項目を設けるなど、明示している。
 - ・調査実施時（記名調査とする場合は特に留意が必要）にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施方法について詳細な留意事項を示している。
- ⑮ アンケート以外のいじめを認知する取組（個別面談や教育相談等）を示している。
- ⑯ いじめがあった場合の子供の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を示している。
- ⑰ いじめ防止に関して、保護者との連絡方法を定めている。
 - ・アンケート調査、保護者面談時、家庭への電話連絡など。
- ⑱ 上記の他、昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発

見に取り組むことを示している。

- ⑲ 学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している。
- ⑳ 学校以外のおいじめの相談・通報窓口を示している。
- ㉑ いじめについて相談することや通報すること（いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について児童生徒に具体的に説明することなど。）の指導を示している。
 - ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。
 - ・相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない。
- ㉒ いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている。
- ㉓ 警察への通報など関係機関との連携について示している。
- ㉔ いじめ被害者の心情を理解した具体的な対応を示している。
 - ・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
 - ・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
 - ・細かな点に配慮した対応について具体例を示す。
- ㉕ いじめ加害者や周辺の児童生徒への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項を示している。
 - ・聴取の体制、記録の保存（手書き、ワープロでまとめたもの両方）、聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間、暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止。
- ㉖ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止する対策を示している。
- ㉗ いじめの調査結果について被害児童生徒、保護者へ情報を提供することや加害児童生徒、保護者へいじめの事実を通知することについて示している。
- ㉘ いじめ被害児童生徒のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学するための措置、保護者への支援について示している。
- ㉙ いじめ加害児童生徒への指導事項や保護者への助言などの対応について示している。
 - ・被害者が非常に恐れている場合を想定し、加害者への具体的な指導事項を示している。
- ㉚ いじめ加害者への指導の観点から特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童生徒、保護者に周知することを示している。
- ㉛ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導について示している。
- ㉜ 重大事態について基準（法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない。）を示している。
- ㉝ 重大事態が発生した場合の対応を法に則り、示している。
 - ・学校内及び教育委員会への報告、連絡。
発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→副校長→校長
校長→学校安全保健課→教育長→知事
→指導課（二報以後の対応）
 - ※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。
連絡先電話番号等を明記する。
一報後、改めて、文書により報告する。
 - ・必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。
 - ・学校いじめ対策組織の招集。
 - ・具体的な調査方法。
 - ・警察への通報など関係機関との連携。
- ㉞ 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表することについて示している。
- ㉟ 年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応をとることを示している。
- ㊱ 年度毎にいじめ問題への取組を保護者、児童生徒、所属職員等で評価することを定めている。
 - ・既に実施している学校評価等に加えることも可。
- ㊲ 学校いじめ防止基本方針の見直し規定について示している。